



保険料はこのように決まります



健康保険の保険料は、被保険者の給与・賞与・手当など（交通費も含めます）の収入に応じて決定します。

標準報酬月額の設定・改定について

給与には変動があるため、毎月個々に保険料を決めることが困難です。そのため、いくつかの等級に区分した報酬月額を定め（11ページ参照）、被保険者の報酬を当てはめ、1カ月の仮の報酬額として計算します。これを「標準報酬月額」といい、決定・改定には5通りの方法があります。

1 資格取得時決定

入社したときに受けるであろう報酬の額により、標準報酬月額を決定します。

2 定時決定

毎年7月1日現在の被保険者全員について、4月・5月・6月の3カ月間に支払われた報酬をもとに見直しを行い、その年の9月以降の標準報酬月額を決定します。

3 随時改定

昇給や降給で基本給など毎月決まった支給額（以下「固定的賃金」といいます）に変動があり、実態とかけ離れた状態となったときには標準報酬月額を決め直すことになっています。

次の要件がすべて該当したときに改定します。

- 固定的賃金に変動があったとき
- 変動月以後の継続した3カ月間でどの月も報酬の支払基礎日数が17日（短時間労働者は11日）以上あること
- 変動月から3カ月間に受けた報酬月額の平均と現在の標準報酬月額と比べて2等級以上の差があること

なお、固定的賃金の変動によって随時改定に該当すれば、変動した月から4カ月目に新しい標準報酬月額に改定されます。固定的賃金は増加しても、それ以上に非固定的賃金（残

業手当等）が減少したため、3カ月の平均額が2等級以上下がった場合は該当しません（下表「随時改定の条件」参照）。

4 産前産後休業終了時改定

産前産後休業期間を終了し職場復帰した際に時間短縮などで報酬が変動した場合は、申し出により、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、標準報酬月額との差が1等級でも改定となります。

※産前産後休業期間終了後、引き続き育児休業を取得する場合は対象とはなりません。

- 産前産後休業終了日の翌日の属する月以降3カ月間のうち、支払基礎日数が17日（短時間労働者は11日）未満の月を除いた平均額で算定し、4カ月目から改定されます。

5 育児休業等終了時改定

育児休業期間を終了し職場復帰した際に時間短縮などで報酬が変動した場合は、申し出により、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、標準報酬月額との差が1等級でも改定となります。

- 育児休業等終了日の翌日の属する月以降3カ月間のうち、支払基礎日数が17日（短時間労働者は11日）未満の月を除いた平均額で算定し、4カ月目から改定されます。

標準賞与額の決定について

事業主から年3回まで支給される賞与（賞与・決算手当・期末手当など名称は異なっても実質的に賞与と同一性質のものも含まれます）も保険料の対象になります。1回の支給ごとに賞与額の1,000円未満を切り捨てた額が「標準賞与額」となり、保険料率をかけて保険料を計算します。その年度の標準賞与額の累計で573万円が上限となります。

保険料はこのように決まります

報酬となるもの	通貨で支給されるもの	現物で支給されるもの
各種手当	基本給（月給、週給、日給など）	食事、食券など 社宅、独身寮など 通勤定期券、回数券、 給与としての自社製品など
	家族、住宅、通勤、食事、 役付、職階、早出、残業、皆勤、能率、生産、休業、育児休業、 介護休業、各種技術、特別勤務、宿日直、勤務地、社会保険料の補填など	
年4回以上支給の賞与など		

報酬とならないもの	通貨で支給されるもの	現物で支給されるもの
出張旅費など	解雇予告手当、退職手当、結婚祝金、災害見舞金、病気見舞金など	食事●本人からの徴収金額が、標準価額により算定した額の3分の2以上の場合 住宅●本人からの徴収金額が、標準価額により算定した額以上の場合 被服●事務服、作業服等の勤務服など
	年金、恩給、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付など 家賃、地代、預金利子、株主配当金など	
年3回まで支給の賞与など（賞与にかかる保険料の対象となります）		

(表) 随時改定の条件

(↑…増額、↓…減額)

報酬	固定的賃金	↑	↑	↓	↓	↑	↓
	非固定的賃金	↑	↓	↓	↑	↓	↑
3カ月の報酬平均額（2等級以上の差）	↑	↑	↓	↓	↓	↑	↑
随時改定の必要	有	有	有	有	無	無	無

※3カ月のうち、支払基礎日数が17日（短時間労働者は11日）未満の月が1カ月でもあれば随時改定には該当しません。

標準報酬月額および保険料月額表

令和6年3月1日適用
※任継・特退は令和6年4月1日より適用

等級	標準報酬 月 額	報 酬 月 額	A 一般保険料 (調整保険料を含む)			B 介護保険料*		A+B 保険料負担合計額		
			事業主	被保険者	計	事業主および 被保険者 負担額 (各9.0/1000)	計	事業主	被保険者	合 計
			49.5 1000	44.5 1000	94.0 1000	18 1000	58.5 1000	53.5 1000	112 1000	
1	58,000円	63,000円未満	2,871円	2,581円	5,452円	522円	1,044円	3,393円	3,103円	6,496円
2	68,000	63,000円以上～ 73,000円未満	3,366	3,026	6,392	612	1,224	3,978	3,638	7,616
3	78,000	73,000 " ～ 83,000 "	3,861	3,471	7,332	702	1,404	4,563	4,173	8,736
4	88,000	83,000 " ～ 93,000 "	4,356	3,916	8,272	792	1,584	5,148	4,708	9,856
5	98,000	93,000 " ～ 101,000 "	4,851	4,361	9,212	882	1,764	5,733	5,243	10,976
6	104,000	101,000 " ～ 107,000 "	5,148	4,628	9,776	936	1,872	6,084	5,564	11,648
7	110,000	107,000 " ～ 114,000 "	5,445	4,895	10,340	990	1,980	6,435	5,885	12,320
8	118,000	114,000 " ～ 122,000 "	5,841	5,251	11,092	1,062	2,124	6,903	6,313	13,216
9	126,000	122,000 " ～ 130,000 "	6,237	5,607	11,844	1,134	2,268	7,371	6,741	14,112
10	134,000	130,000 " ～ 138,000 "	6,633	5,963	12,596	1,206	2,412	7,839	7,169	15,008
11	142,000	138,000 " ～ 146,000 "	7,029	6,319	13,348	1,278	2,556	8,307	7,597	15,904
12	150,000	146,000 " ～ 155,000 "	7,425	6,675	14,100	1,350	2,700	8,775	8,025	16,800
13	160,000	155,000 " ～ 165,000 "	7,920	7,120	15,040	1,440	2,880	9,360	8,560	17,920
14	170,000	165,000 " ～ 175,000 "	8,415	7,565	15,980	1,530	3,060	9,945	9,095	19,040
15	180,000	175,000 " ～ 185,000 "	8,910	8,010	16,920	1,620	3,240	10,530	9,630	20,160
16	190,000	185,000 " ～ 195,000 "	9,405	8,455	17,860	1,710	3,420	11,115	10,165	21,280
17	200,000	195,000 " ～ 210,000 "	9,900	8,900	18,800	1,800	3,600	11,700	10,700	22,400
18	220,000	210,000 " ～ 230,000 "	10,890	9,790	20,680	1,980	3,960	12,870	11,770	24,640
19	240,000	230,000 " ～ 250,000 "	11,880	10,680	22,560	2,160	4,320	14,040	12,840	26,880
20	260,000	250,000 " ～ 270,000 "	12,870	11,570	24,440	2,340	4,680	15,210	13,910	29,120
21	280,000	270,000 " ～ 290,000 "	13,860	12,460	26,320	2,520	5,040	16,380	14,980	31,360
22	300,000	290,000 " ～ 310,000 "	14,850	13,350	28,200	2,700	5,400	17,550	16,050	33,600
23	320,000	310,000 " ～ 330,000 "	15,840	14,240	30,080	2,880	5,760	18,720	17,120	35,840
24	340,000	330,000 " ～ 350,000 "	16,830	15,130	31,960	3,060	6,120	19,890	18,190	38,080
25	360,000	350,000 " ～ 370,000 "	17,820	16,020	33,840	3,240	6,480	21,060	19,260	40,320
26	380,000	370,000 " ～ 395,000 "	18,810	16,910	35,720	3,420	6,840	22,230	20,330	42,560
27	410,000	395,000 " ～ 425,000 "	20,295	18,245	38,540	3,690	7,380	23,985	21,935	45,920
28	440,000	425,000 " ～ 455,000 "	21,780	19,580	41,360	3,960	7,920	25,740	23,540	49,280
29	470,000	455,000 " ～ 485,000 "	23,265	20,915	44,180	4,230	8,460	27,495	25,145	52,640
30	500,000	485,000 " ～ 515,000 "	24,750	22,250	47,000	4,500	9,000	29,250	26,750	56,000
31	530,000	515,000 " ～ 545,000 "	26,235	23,585	49,820	4,770	9,540	31,005	28,355	59,360
32	560,000	545,000 " ～ 575,000 "	27,720	24,920	52,640	5,040	10,080	32,760	29,960	62,720
33	590,000	575,000 " ～ 605,000 "	29,205	26,255	55,460	5,310	10,620	34,515	31,565	66,080
34	620,000	605,000 " ～ 635,000 "	30,690	27,590	58,280	5,580	11,160	36,270	33,170	69,440
35	650,000	635,000 " ～ 665,000 "	32,175	28,925	61,100	5,850	11,700	38,025	34,775	72,800
36	680,000	665,000 " ～ 695,000 "	33,660	30,260	63,920	6,120	12,240	39,780	36,380	76,160
37	710,000	695,000 " ～ 730,000 "	35,145	31,595	66,740	6,390	12,780	41,535	37,985	79,520
38	750,000	730,000 " ～ 770,000 "	37,125	33,375	70,500	6,750	13,500	43,875	40,125	84,000
39	790,000	770,000 " ～ 810,000 "	39,105	35,155	74,260	7,110	14,220	46,215	42,265	88,480
40	830,000	810,000 " ～ 855,000 "	41,085	36,935	78,020	7,470	14,940	48,555	44,405	92,960
41	880,000	855,000 " ～ 905,000 "	43,560	39,160	82,720	7,920	15,840	51,480	47,080	98,560
42	930,000	905,000 " ～ 955,000 "	46,035	41,385	87,420	8,370	16,740	54,405	49,755	104,160
43	980,000	955,000 " ～ 1,005,000 "	48,510	43,610	92,120	8,820	17,640	57,330	52,430	109,760
44	1,030,000	1,005,000 " ～ 1,055,000 "	50,985	45,835	96,820	9,270	18,540	60,255	55,105	115,360
45	1,090,000	1,055,000 " ～ 1,115,000 "	53,955	48,505	102,460	9,810	19,620	63,765	58,315	122,080
46	1,150,000	1,115,000 " ～ 1,175,000 "	56,925	51,175	108,100	10,350	20,700	67,275	61,525	128,800
47	1,210,000	1,175,000 " ～ 1,235,000 "	59,895	53,845	113,740	10,890	21,780	70,785	64,735	135,520
48	1,270,000	1,235,000 " ～ 1,295,000 "	62,865	56,515	119,380	11,430	22,860	74,295	67,945	142,240
49	1,330,000	1,295,000 " ～ 1,355,000 "	65,835	59,185	125,020	11,970	23,940	77,805	71,155	148,960
50	1,390,000	1,355,000円以上	68,805	61,855	130,660	12,510	25,020	81,315	74,365	155,680

【被保険者負担分に円未満の端数がある場合について】

- ①事業主が、給与から控除する場合は、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げます。
 ②被保険者が、事業主の方へ現金で支払う場合は、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げます。
 (①②に関わらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。)

*B介護保険料は40歳以上65歳未満の方が対象となります。